

会 議 録

会議の名称	第61回小金井市公立保育園運営協議会次第	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	令和4年1月22日(土) 午前9時00分～10時26分	
開催場所	Web会議	
出席者	五園連	清澤 雄 委員(くりのみ保育園) 後庵 公彦 委員(くりのみ保育園) 河津 秀輝 委員(わかたけ保育園) 原 広樹 委員(わかたけ保育園) 小関 麻子 委員(小金井保育園) 藤原 大介 委員(小金井保育園) 御影池 あすみ 委員(さくら保育園) 森 遼平 委員(けやき保育園) 鈴木 雄大 委員(けやき保育園)
	市	大澤 秀典 委員(子ども家庭部長) 平岡 良一 委員(子ども家庭部保育政策担当課長) 前島 美和 委員(くりのみ保育園園長) 杉山 久子 委員(わかたけ保育園園長) 小方 久美 委員(小金井保育園園長) 柴田 桂子 委員(さくら保育園園長) 池田 由美子 委員(けやき保育園園長)
欠席者	五園連	菊本 紗代 委員(さくら保育園)
	市	三浦 真 委員(子ども家庭部保育課長)
傍聴の可否	○可 ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	5人	
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 前回会議録の確認 (2) 新たな保育業務の総合的な見直し方針(案)について (3) その他 3 その他、次回日程等	
発言内容・ 発言者名(主な)	別紙のとおり	

発言要旨)	
会議結果	1 開会 2 議事 (1) 前回会議録の確認 (2) 新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）について (3) その他 3 その他、次回日程等
提出資料	(1) 資料262 公立保育園の運営方法の見直しについて (写) (2) 資料263 「公立保育園の運営方法の見直しについて」に対する市の考え方について (3) 資料264 パブリックコメント（意見募集）について
その他	なし

第61回小金井市公立保育園運営協議会 会議録

令和4年1月22日

開 会

- 大澤委員長 それでは、ただいまから小金井市公立保育園運営協議会の会議を開会といたします。
改めまして、皆様方、早朝からのご出席ありがとうございます。
藤原共同委員長のほうからも、ご挨拶よろしく願いいたします。
- 藤原委員長 おはようございます。藤原です。
委員の皆様、傍聴の皆様、朝早くからありがとうございます。よろしく願いいたします。
- 大澤委員長 それでは、議題に入る前に何点かお知らせ等させていただきたいと思います。
本日は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、保護者委員の皆様にはWebでの参加とさせていただいております。また、傍聴席につきましては、これまでどおり別室を設け、音声を聞いていただく形とさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。
次に、会議におけます録画、録音についてでございますけれども、市のほうで録音した内容を基に会議録を作成いたしますので、ほかの方の録画、録音につきましてはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
なお、保護者選出委員の方におかれましては、五園連に速やかに会議の状況を伝える必要があるため、藤原委員長のほうで代表して録音いただくこととしておりますので、あらかじめご了解のほどよろしくお願い申し上げます。
なお、本日ににつきましては、菊本委員と三浦委員よりご欠席の連絡をいただいておりますので、冒頭、報告をさせていただきたいと思います。
それでは、次第に沿って進行を進めさせていただきたいと存じます。
はじめに、（1）前回会議録の確認を議題といたします。
前回の会議録につきましては、委員の皆様方に校正のほう、お願いしておりましたが、特段修正のお申出がございませんでしたので、校正依頼した内容をもって確定とさせていただきたいと思いますが、皆様方よろしいでしょうか。

（異議なし）

○大澤委員長　　ご異議がないようでございますので、校正依頼した内容で確定とさせていただきますと存じます。

会議録につきましては、速やかにホームページにて公開させていただきます。

次に、(2) 新たな保育業務の総合的な見直し方針(案) についてを議題といたします。

はじめに、1月19日付で、五園連及び運協の保護者委員より、公立保育園の運営方法の見直しについてのご提出がございました。本日、その文章の写しを資料262としてお出ししておりますので、まず、そちらにつきまして藤原委員長のほうからご説明方よろしく願いいたします。

○藤原委員長　　藤原です。

左上に振ってある資料番号の262というものです。こちら、前回の当協議会でも提出させていただいたものの正式版ということになります。

提出の趣旨としては、我々、保護者側の委員であったりとか五園連として、この運協の場にどういった議論を求めるかということをしかりと明示しておきたかったということと、議論の詳細について間違いがないよう、誰にでも分かる形で見ていただきたいということで、この形を取らせていただいております。

全てを読み上げることはしませんけれども、読んでいただければ分かるかと思うんですけれども、この協議会、運協、五園連の代表である運協の立場としては、我々としては、今大きな問題になってるこの廃園の方針というものについて、是非を我々がいいですよとか、悪いですよというふうに言う立場ではないという、そういったポジションを取っています。そのために、五園連としては方針案について容認も否認もしませんということを明記させていただきました。

容認も否認もしないんですけれども、我々ユーザーですね、特に対象園になっている園に通うユーザーとしては、やはり具体的に、実際、仮にこれが進んでいった場合にどうなるのということで、どうしていきたいとかという話をいただくものですから、それについてお話しさせていただければと思って、資料では裏側のほうに書いてあります1から5のことについて、これがご意見というか、聞いてほしいということで、皆様、気になっているところが多かったものなので、これについて市のご見解を伺いたいということで、書面にまとめてお出しさせていただきました。

当然、この1から5以外に書かれていないようなご要望だったりとか、あるいは仮に

進んでいった場合、また、ここに記載されていないことなんかも出てくるんだとは当然、思うんですけども、それについては、この1のところ、きちんと話し合いができる場を設置してくださいということで担保しておりますので、その点ご理解いただければと思います。

資料についての説明は以上とさせていただきます。

○大澤委員長 ありがとうございました。

こちらのほうの資料につきましては、前回の運営協議会の中でもお話をいただいたというふうに認識してございます。

前回の話し合いの中で、市のほうでも、1から5項目含めまして、少し内部で検討していきたいというふうなお話を前回させていただいたというふうに認識してございます。これらに関連しまして、市のほうからも資料263をお出ししておりますので、これにつきまして平岡委員よりご説明をさせていただきたいと存じます。

○平岡委員 平岡です。聞こえていますでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、資料263について私のほうからご説明をさせていただければと思います。

こちらは、本日資料262としてお出ししている要望書の写しの中で、5点のご要望をいただいておりますけれども、その5点に対する現時点での市の考え方、対応予定について資料263としてお出しをさせていただきました。

本件は、先ほど共同委員長のほうからもご説明がありましたとおり、12月の運協の段階で、一度、保護者委員提出資料としてお出しをしていただいていたので、方針案の修正作業を行っていく中で、既に検討を始めさせていただいたという経過がございます。次の修正版については、まだ確定していない状況ですので、このような資料の形とはなりますけれども、今回の方針案修正の際には、その対応等について反映させていただく予定でございます。

それでは、資料に沿って、5点のご要望に対する市の現時点の考え方についてご説明をさせていただきます。

まず1点目の、段階的縮小が開始された後も、保護者の方と市が話し合える場所を設置する等の件につきましては、該当園または公立保育園運営協議会にて、定期的に説明、報告及び懇談の場を設ける旨の記載を次の修正のタイミングで追加をさせていただく予定でございます。

2点目の、わかたけ保育園の件についてでございます。

こちらにつきましては、ご要望どおり、遅くとも段階的縮小開始年度の前々年度から始めさせていただければということでの記載を追加させていただく予定でございます。

次の3点目。くりのみとさくらの段階的縮小期間が開始された後の募集人数の件についてでございます。

こちらにつきましては、原則として、定員上限まで募集をしていくことを明記させていただきます。

それから4点目でございます。転園優遇措置の適用時期を方針案決定後速やかにと、年度途中からというご要望でございますが、こちらにつきましては、現在、市のほうで想定している令和5年4月よりも前から適用させていただくこととし、いつからというその時期も含めて、方針案の中には明記をさせていただく予定でございます。

5点目、小金井保育園とけやき保育園の件についてでございます。

こちらにつきましては、予算などについては将来のこととなりますので、今から方針案の中で確定的なことを記載するのは、なかなか難しい状況とはなりますが、小金井保育園及びけやき保育園の2園を維持していくことを堅持させていただく、そういった旨の記載を追加していく予定でございます。

なお、この小金井保育園とけやき保育園の件につきましては、今後、市全体の公共施設の総合管理計画というものを改定することが予定されておりますので、その中で記載できることについては記載をさせていただければというふうにこちらのほうは考えているところでございます。

少々長くなりましたが、私からの資料説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○大澤委員長 ただいま、藤原委員長からご提出いただきました要望書につきましてご説明をいただき、平岡委員のほうから、その要望書に基づく5点の要望に対して、現在の市の対応予定について説明をさせていただいたところでございます。

まず、こちらの資料2点につきまして、ご質問等がございましたら、挙手方してご発言をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、これを一括1から5でいいですか。

○藤原委員長 じゃあ、もうばらばらでというか、1から5全部でいいです。お願いします。

○大澤委員長 それでは、1から5に関して、ご質問等がございましたら、よろしくお願申し上げます。

ます。

○藤原委員長 私、いいですかね。藤原です。

○大澤委員長 お願いします。

○藤原委員長 1番から順番にいきたいんですが。これ1番のところ、これは質問というか、お願い、要望になるかと思うんですけども、この段階的縮小が、仮にそのステージに進んだときに、恐らく進めていく段階でもいろんな、保護者の方々からご要望があったりとか、あるいは、保育士の方々から要望があったりとか、もしかして、問題があつてはならないですけども問題が出てきたりとかということは、あるのかなと思うんですけども。まずは運協の場で議論をするというよりは、回数はどれぐらいが適切かというのは分からないんですけども、本当に対象になつてる園に足を運んでいただいて、実際にご利用されている方のご意見だったりとかに耳を傾けていただいて、ぜひ、施策だったりとか、対応に実際のユーザーの声を反映させてほしいというのがあつて。

この運協の場では、当然こういうことがありましたということ各園で共有、五園連のほうでも共有はするんでしょうけど、正式に市のほうから共有していただいて、それが一体どういう影響があつたのかとか、じゃあ別の園でも、別の園というのは、対象2園ありますので、どう違いが出てきているのかとか、そういった大枠を運協で議論するのは、当然そうすべきだとは思うんですけども、まずは対象園ということがあるかと思しますので、その点お願いしたいなと思しました。

続けて言っちゃうんですけども、2、3、4、5全部で、時期を含めて明記みたいを書いてあつて、これ明記された修正案というんですかね、修正案の最終版というか、その案が取れるのかというのはちょっと分からないですけど、それはいつ出てくるんですかという質問です。

ごめんなさい、もう一つ目の質問が、全部で質問が二つなので、まとめてお答えいただければと思うんですけども。5番目の2園を堅持することは、これすごく大事なことだと思つていまして、平岡さんからご発言いただいた予算が現時点で組めないよって、金額とかというのは明示できませんというのは、当然、将来のことで、いわゆる自治体の立てつけを考えたら当然そうなるのかなと思うんですけども。この公共施設の総合管理計画の改定というのがあつて、ある意味ではこっちのほうの改定で、この2園の予算を確保できるとか、いわゆる維持管理の計画というのが多分示されるんだと思うので、こっちで担保されるのかなというようなイメージを持っておるんですけども、この総

合管理計画案の改定の時期というのを教えていただきたいと思います。

以上の2点です。

○大澤委員長 今、藤原委員長のほうから、1番の最初のほうはご意見というような形で承らせていただき、2点、いわゆるこの見直し方針案の修正の案の、取りあえずの改定の最終版の時期と、あと、公共施設の改定に関する改定の時期という形の2点をご質問というような形で捉えさせていただきたいと思います。

では、平岡委員、お願いいたします。

○平岡委員 まず、方針案の修正案の確定時期ですけれども、週明け、来週の24、25辺りで最終的に確定させていただきたいというふうに、今、作業としては考えているところでございます。

それから、公共施設総合管理計画につきましては、これから、2月から改定案についてのパブリックコメントを2月のある時期から実施するというような共有が今されているところですので、それを踏まえた形で今後改定されていく予定というふうに聞いております。

以上でございます。

○藤原委員長 藤原です。

そうしたら、メールとかの連絡でも構わないので、こっちがウオッチしていれば本当はいいんでしょうけど、管理計画の案みたいなものが出てきたら教えていただきたいというのが一つと。

あとは、週明けといっても、なかなかタイトなスケジュールなのかなという感じはするんですけど、それってどこかにアップされたりするかな、ホームページにアップされたりとかというのはありますか。

○大澤委員長 一つは、公共施設の管理計画のパブコメ等とか、そういったものがあつたら情報提供してほしいというところは、こちらのほうで対応をさせていただきたいと思います。

もう一つ、修正案のほうのアップの状況ということで、平岡委員、ご回答お願いします。

○平岡委員 方針案につきましては、現時点ですけれども1月26日ぐらいを目途に公表していければというふうなスケジュールで今考えておりまして、全体の文言などの最終チェック段階というふうにお考えをいただければと思います。

これにつきましては、また委員の皆様にも確定次第、提供はさせていただきたいとい

うふうに思っておりますし、保護者の方々にも今まで皆様にお送りしたりしている経緯もあるので、その辺り、市のほうでは検討させていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○大澤委員長 委員長、よろしいですか。

○藤原委員長 ありがとうございます。

○大澤委員長 そのほかに、ご質問等ございましたら、挙手方よろしくお願ひします。

御影池さん。

○御影池委員 おはようございます。さくら保育園の御影池です。

転園の件で、ちょっと細かいところなんですけど、対象園に在籍している児童がいれば、優遇措置を受けられるということによろしいですか。例えば、在籍児童がいて産休、育休等で休んでいる方も、転園の申請ができて、優遇措置を受けられるというお考えでよろしいでしょうか。

○大澤委員長 今、転園のご質問というふうな形で承りましたので、平岡委員のほうから発言させていただきます。

○平岡委員 転園の優遇措置のところでございますけれども、一般に転園の申請をしていただく際の指数のところでの優遇という形になりますので、おっしゃるとおり、転園できる状況があれば、在園されている方が該当園にいらっしゃって、その方が転園申請をされるといふところであれば、同様に適用されていくというふうに、基本的にはそうなりますのでそのようにお考えをいただければと思います。

○御影池委員 分かりました。ありがとうございます。

○大澤委員長 御影池さんよろしいでしょうか。

○御影池委員 はい、大丈夫です。

○大澤委員長 ほかにご質問等ございますでしょうか。

○藤原委員長 すみません、藤原です。

○大澤委員長 藤原委員長、お願ひします。

○藤原委員長 一応確認というか、理解が間違っていたら教えていただきたいんですけど、25、26日目途で修正案の内容をまとめるということなんですけど、これは、いわゆる案とというのが取れる状態になるという理解で、かつ、案が取れた状態でも、方針については必要があれば、当然手続は踏むんでしようけれども、一部改定とかというのはでき

ていくという理解でよろしいですか。

○大澤委員長　今、藤原委員長のほうから、今回出される見直し方針案が、案があるのか、案がないのか。また、仮に案がなかった場合に変更等が可能なのかどうかという趣旨のご質問というふうに思いますので、平岡委員、答弁お願いいたします。

○平岡委員　まず、次の改定というか修正のタイミングで案が取れるかどうかということについては、次も案のままできさせていたいただきたいというふうに思っています。次の資料にもちょっと関連してくるんですけども、今回の修正の時点では、まだ案という形でのフィックスというふうに思っております。

案が取れるタイミングは、市のほうとして今考えているのは、最終的に市議会のほうに議案を上程させていただくタイミングまでには、市のほうで案を取らせていただくというふうに考えておりますので、今回の修正を行った後も、確定までの間に修正は行っていく可能性はあるというふうに行政のほうも考えているということが一つあります。

その後、案が取れて方針となった状況でございますけれども、今の段階よりは簡単に修正ができる状況にはならないと思っておりますけれども、やはり修正を要するというようなことがあれば、全く修正しないということにはならないかなというふうに思っておりますので、藤原委員長のおっしゃっているとおり、確定した後も修正を行うということはあり得るというふうにお答えをさせていただきます。

全部入っていましたか。

○藤原委員長　はい、大丈夫です。ありがとうございました。

○大澤委員長　ほかにご質問方、いかがでしょうか。

清澤さん、お願いします。

○清澤委員　くりのみ清澤です。よろしく申し上げます。

今の藤原さんの質問にも関わってくる場所なんですけど、1月26日辺りで公表して、その後、また市議会へ上程するという概要を伺いましたが、そのフローの在り方と、そのスケジュールと、決まっていくまでにどういう手続を踏んでいくのかというのを、ちょっと簡単でもいいのでいま一度教えていただきたいなと思ったのが一つ。

あと、これまでの方針案について、やはり保護者ですとか、市民の方たちと協議をするためにも、まず案が必要だということで、まず案をつくったというふうに伺った記憶があるんですけど、これまで説明会を多々開いてくる中で、その場で、その相互の理解

ですとか、納得性をどういうふうに確認していくのかという発言が、かなりあったかと記憶していたりですとか、それを受けて、説明会を経て、今後の話し合いとか、対話の場を考えていくみたいなお話もいただいていたと思うんですけど、その辺をどういうふうに実施しながら、今の案を変更してというか、改定したりしながら進めていくのかという、ちょっとそこら辺のお考えを教えていただきたいなと思いました。

以上です。

○大澤委員長　今、2点ご質問をいただいたと思っておりますので、平岡委員のほうからご発言をお願いいたします。

○平岡委員　それでは、次の資料にも関わってくる部分がありますので、ちょっと重複した説明がその後あったとしたらご容赦いただきたいと思います。

まず今後のプロセスというところだと思いますけれども、私どもとしましては、前回16回の説明会を開かせていただき、また、その間に運営協議会も開催させていただき、今回ご要望のペーパーもいただいたという状況もございますので、まずはこれらの中で行政のほうで方針案の修正に当たって、反映できるものについては反映をさせていただくというのが現在の作業という状況となります。

そちらの作業が終了したタイミングをもって、今度はさらに広く市民の方々のご意見を伺いたいという視点に立って、パブリックコメントに移らせていただきたいというふうに思っております。そちらでまた意見を募集させていただく中で、説明はその後、重複するかもしれませんが、パブリックコメントについては、条例の改正をするパブリックコメントのほうを出させていただくこととなりますので、方針案自体というわけではないんですが、参考資料として添付をさせていただくこととなります。それに当たって、様々なご意見がまた寄せられることもあるというふうに思っておりますので、さらなる修正の余地というのを行政のほうとして残しておきたいということで、今回も案という段階にさせていただいています。

パブリックコメントを行った後の手続ですけれども、当然、以前から申し上げているとおり、市としてはこの案で進めさせていただきたいという考え方を元々持っておりますので、スケジュールだけで申し上げれば、パブリックコメントが終了した後、それらのご意見に対しての回答を行った上で方針案を確定して、条例を議会のほうに出していくというような流れとなっていきます。

ただ、現時点では、まずは広く皆さんのご意見をパブリックコメントで聞かせていた

だくと。その後、市議会のほうに条例を出すかどうかというのは、その次また内部で検討、判断するというタイミングがあると、そういう流れとなります。

それから、これまでの説明会での対応という部分でございますけれども、私どもとして、11月の中下旬から12月にかけて説明会をさせていただいた中で、市長のほうからご説明をさせていただいたところがあったかと思っておりますけれども、なかなか皆様の納得感であるとか、そういう部分について定量的な指標を設けて評価をするなどを行うことは難しいという状況がありますので、行政側のほうで市長を含めて、様々なご意見を踏まえた上で、次に行くかどうかも含めて判断をさせていただきたいというお話をさせていただいたかなというふうに思っております。

今後の皆様からのご意見を伺うという部分につきましては、こういった運協の場というのも一つ保護者の方にとっては、こういう場もあるというふうに思っておりますし、市民の方に対しては、今回は広く意見を伺うということで、パブリックコメントという手法を使わせていただいて、ご意見を伺わせていただくという形で、市のほうでは今回考えたというようなお答えになるかなと思います。

以上でございます。

○大澤委員長 清澤さん、よろしいでしょうか。

○清澤委員 はい。ありがとうございます。すみません。じゃあ、次のパブリックコメントというところが、いわゆるこれまで質問でいろいろ出てきた対話の在り方を達成する一つの手段としてパブリックコメントを採用しているということになるということですね。ありがとうございました。

○大澤委員長 平岡委員。

○平岡委員 今、ちょっと対話というキーワードのところのお話をいただきましたけれども、この後、パブリックコメントの部分については改めて説明をさせていただくんですが、いわゆる市民参加という考え方の中での一つの流れとなっております。市民参加と対話というのが全て一致するかどうかというところは難しいところがあると思っておりますけれども、私たちとしましては、説明会でもご説明をし、ご要望をいただくというキャッチボールをさせていただいたというところはあるかと思っております。

パブリックコメントについては、どちらかというにご意見を伺っていく方向の内容が強いということになりますので、対話という言葉の解釈というのは皆様、様々おありかと思っておりますけれども、今回はそういう市民参加の手法の中で、さらにご意見を伺ってい

くというようなお答えになるかなというふうに思います。

以上です。

○大澤委員長 清澤さん、よろしいでしょうか。

○清澤委員 はい。ありがとうございます。

○大澤委員長 ほかにいかがでしょうか。

小関さん、お願いします。

○小関委員 小関です。ありがとうございます。

2点あるんですけども、1点目が、ご回答いただいた中で、3の「くりのみ保育園とさくら保育園は、段階的縮小が開始されれば、年々子どもが少なくなっていくことから、児童定員の上限まで募集を行い、少しでも多くの子どもが、入園・在園できる環境を整えること」というところのご回答として、「原則として、定員上限まで募集していくことを明記。」というふうにご回答いただいています。

この原則としてというのは、何か例外をお考えなのでしょうかというのが1点と、もう1点が、5の小金井保育園とけやき保育園の堅持について、「小金井保育園とけやき保育園の2園維持を堅持することを」を明記というふうにご回答いただいている、すみません、もしかしたらこれ以前に既に説明があったのかもしれないんですけども、これ2園を堅持していく理由、行政のほうでお考えの2園を堅持していくことを反対してるとか、賛成してるとか何かそういう話ではなくて、単純なる疑問なんですけれども。

二つは絶対に堅持していきますという理由については、どういうふうにお考えですか。その理由というのは、この、今回の見直し案、見直しについてというこの資料に記載のご予定ありますかというのが2点目です。

以上です。

○大澤委員長 はい。2点ご質問をいただきました。

○平岡委員 すみません、平岡です。

ちょっと私の端末だけ調子が悪くて、小関さんの2問目が私の端末だけちょっと聞こえなかったので、ほかの委員と今、情報を共有させていただいてからご回答させていただきますので、一旦、ちょっとお時間をいただいてもよろしいですか。

○小関委員 はい。承知いたしました。

○大澤委員長 すみません、お時間をいただいて申し訳ございません。

それでは、2点ご質問につきまして、平岡委員のほうからお話をさせていただきます。

○平岡委員　　まず最初の「原則として」というところでございますが、至極行政的で恐縮でございますけれども、基本的にはそういう上限まで募集をしていく考え方を持っておりますが、何か不測の事態等が想定できないような状況が起きるとも限りませんので、原則としてというのを行政的で恐縮ですが、入れさせていただいてるというような状況がございます。

ただ、仮にですけれども、そもそも募集が、申し込みされている方がほとんどないような年齢であったりとか、そういうような状況があまりにも顕著なことが起きた場合には、私たちとしてもちょっと考えなければいけないということもあるかなとは思っておりますが、基本的には募集は続けていくというスタンスに変わりはありませんので、かかり言葉として、ご理解をいただければというふうに思っております。

それから、小金井保育園とけやき保育園の部分でございますけれども、この2園を残していくという考え方でございますが、なぜこの2園かということについて市のほうで明確なご説明をあまり差し上げていないというふうに思っております。

今回のこの2園の部分につきましては、元々現在ある5園の維持が難しいという状況の中で、老朽化が進んでいる園について対応していくというようなご説明をさせていただいてきたかなと思っております。そういった中で、市長の元々の方針の中でも、公立保育園については全てをなくすという考え方を持っておりませんで、市長就任当初から直営としないのは半数以上という考えを示していました。こちらのほうとしましても、単に残していくという考えではなくて、既に常設の一時保育室がこの2園についてはあるという部分もございますけれども、それ以外にも今5園で行っている地域支援事業であるとか、様々な事業の充実をこの2園で図っていくというプランも今回セットでご提案をさせていただいておりますので、そういった考え方も含めてこの2園は残していきたいというようなこととなります。

ですので、方針案の中にそれぞれのこの2園についてはこういう強化を図っていくというような形では、記載はさせていただいてることになるかなというふうには思います。

以上です。

○小関委員　　ありがとうございます。

ここからは意見としてなんですけれども、3の先ほど枕詞として原則としてというところを入れてますというお話だったんですけれども、読む側からすると、一体どこま

で裁量を持ってやるつもりなんだろうというところが疑問に思われると思うので、例えば定員上限まで募集していくことを明記。ただし、先ほどおっしゃっていた例だと、あまりにも児童数、募集に応募してくる児童数が著しく少なくなる場合等には、定員上限までの募集を行わない可能性もあるみたいな、何かそういうちょっと例外要件を少し事例として並べて、読む人の予見可能性を高めるということをしてもいいのかなというふうに思いました。こちらは意見なので、もしご検討いただければというふうに思います。特に回答は要らないです。ありがとうございました。

○大澤委員長　今、この3番の原則というところ表記につきましてご意見をいただきました。先ほど申したように、最終的にはまだ案の状況が続きますので、これも一つ運協の場からご意見があったというところで、ちょっと中でもんでみたいというふうな形で、ご意見として承らせていただきたいと思います。

ほかにかかがででしょうか。わかたけの関係につきましても、一応2番のほうで考え方を入れさせていただいてるんですけども、この辺、河津さんとか、原さん辺り、何かご発言方ありますか。

○原委員　原です。すみません、特には私のほうからはないです。

○大澤委員長　はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、もう1枚、資料264のほうを出させていただいておりますので、こちらのほうの資料につきまして、平岡委員のほうからご説明をさせていただくというふうな形にさせていただきたいと思います。

それでは、資料264につきまして、平岡委員、お願いします。

○平岡委員　それでは、資料264についてご説明させていただきます。

先ほど若干ご質問いただいたところでお話をさせていただいた部分もございますが、重複する部分もありますけれども、改めてご説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

公立保育園の段階的縮小については、これまで16回の説明会や運協などでご意見を伺ってまいりました。

その中で、取り入れられるものについては取り入れる形で現在、方針案を修正かけているという状況でございます。これについては、先ほど申し上げましたとおり、週明けを目途に、引き続き方針の案という形とはなりますが、確定をしていく予定で考えております。

それと併せまして、さらに広く市民の皆さんのご意見を伺うために、方針案に記載のくりのみ保育園とさくら保育園の2園の段階的縮小に関する改正条例の案についてのパブリックコメントを1月26日から実施をさせていただく予定でございますので、そちらについてこのペーパーをもってご説明をさせていただきます。

はじめに、パブリックコメントという制度でございますけれども、今ではどの自治体でも取り入れられている市民参加に関する制度の一つとなります。資料の1番のところにごく簡単に書かせていただいておりますけれども、市の施策原案に対して、市民の皆さんからの提言を求める市民の提言制度というものに当たるものとなります。

小金井市では平成16年4月に、小金井市市民参加条例を施行いたしまして、その中で市の施策の策定段階における市民参加のための重要な制度として実施をするというふうにさせていただいているものでございます。

次に、一旦資料の裏面、2ページ目をご覧ください。

改正の内容でございますけれども、2番目の改正内容のとおり、くりのみ保育園とさくら保育園について、書いてある表のような形で、毎年、児童の定員を変更していきまして、令和10年3月31日をもって廃園するという形に現在の条例を改正させていただくというものでございます。

なお、この改正に合わせまして、現在の条例では公立保育園5園の記載については、保育園の名称と所在地、それと児童定員については合計数のみを規定してはいたしましたが、今回の改正の際に、全ての園について児童定員数を合計ではなくて、年齢別の定員数を規定する形に併せて改正をさせていただくというものでございます。

それでは、1ページ目のほうに戻っていただいでよろしいでしょうか。

この改正条例案について、市民の皆さんからご意見を募集させていただき、2の(4)に記載のとおり、3月を目途にいただいたご意見、それから、それに対する市からの回答を市ホームページにて公表させていただきます。資料については、ホームページに掲載をさせていただくほか、保育課や公立保育園、また、一部公共施設にも閲覧用に置かせていただければと考えているところでございます。

なお、ご意見をご提出いただける方については、2の(2)の対象のところに記載のとおり、市内の在住・在勤・在学の方、また市内に事業所を有する法人又はその他の団体という団体の方からのご提出ということも可能となっております。

このパブリックコメントの期間でございますが、1月26日から1か月となりますの

で、2月25日まで実施をさせていただくことを考えております。

なお、修正後の方針案やパブリックコメントに係る資料については、確定次第、運協委員の皆様には情報提供させていただくとともに、公立保育園保護者の方々にも何らかの形で情報提供させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。

○大澤委員長 ただいま、平岡委員のほうからパブリックコメント自体の説明とともに、1月の26日からパブリックコメントをさせていただく予定であること、また、現在、作成中の修正後の方針案とパブリックコメントにかかります資料につきまして、運協委員の皆様及び保護者の皆様に情報提供させていただくことについて説明があったところでございます。こちらのほうにつきまして、ご質問等ございましたら挙手方よろしく願いいたします。

○藤原委員長 すみません、藤原です。

○大澤委員長 藤原委員長、お願いします。

○藤原委員長 はい。

ちょっとパブリックコメントについての直接の質問とか要望ではないんですけど、これ何ですかね、資料というのは方針案が、全部、パブリックコメントの資料ということになるんですか。

○大澤委員長 平岡委員、お願いします。

○平岡委員 今回、パブリックコメントにつけさせていただく資料としては、改正する条例をかけさせていただくんですが、参考として、改正した後の条例がどうなってるかというのが一つ、それから、改正前と改正後の比較をしたものが一つ、それから、今、資料としてつけさせていただいている改正の概要というのがあるんですが、こちらもつけさせていただいて、あとは藤原委員長がおっしゃったとおり、方針案、修正版令和4年1月修正版が全文・・・(音声なし)。すみません、ちょっと音声途切れ途切れのようなので、ちょっと確認に時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大澤委員長 一旦休憩いたします。すみません。

休 憩

○大澤委員長 すみません。回線大丈夫そうなので再開いたします。

平岡会員、最初からよろしくお願いします。

○平岡委員 平岡です。

ちょっと回線の状況が悪いので、私のほうはビデオのほうは止めたままで発言をさせていただきます。

パブリックコメントに添付させていただく資料でございますけれども、ご意見をいただく本体となります改正案、それに参考資料として改正した後の条例がどういうふうになるかという資料、それから二つ目としまして、新旧対照表というんですが、今の条例がどう変わるかというのを左右対称で確認ができる資料、それと先ほど藤原委員長からおっしゃっていただいたとおり、令和4年1月修正版となります新しく修正をした方針案全文が参考資料として添付されるということとなります。

以上です。

○大澤委員長 藤原委員長よろしいでしょうか。

○藤原委員長 ありがとうございます。

本当に直接関係なくて恐縮なんですけれども、方針案が多分、ものすごい量だと思うんですよね。僕も読んでいますけど。それを保護者全員に配るとなると、ものすごい量になると思うのと、あまり分厚いと皆さん見ないと思うんですよね、正直。なので、もし可能であれば、比較表だったりとか、そういうものは欲しいんですけれども、ある程度まとめた要約版みたいなものを一旦添付いただいて、正式版はホームページのほうで公開されているので見てほしいということを一文ご案内入れて、そういったペーパーを作っていたらと大変助かります。

運協なのか五園連なのか分かりませんが、そちらのほうから皆さんには、こういう形で要約版が添付されていますけれども、ぜひホームページのほうで全文ご確認くださいということでご案内を流そうと思いますので、何ですかね、のっけからハードルが上がっちゃって、皆さん詳細が分からないまま例えばパブリックコメントをしないとかなというふうになると、あまりよろしくないのかなと思いますので、お手数かけますけれどもその点お願いしてもよろしいでしょうか。

○大澤委員長 今、藤原委員長のほうから保護者委員への通知の関連というところでご意見を承ったというふうに思っています。それらのご意見も踏まえさせていただいて、内部のほうで検討、対応というような形も含めて、ちょっとお預かりをさせていただきたいと思います。

○藤原委員長 お願いします。

○大澤委員長 ほかに皆様方、ご質問等いかがでしょうか。

○藤原委員長 またすみません、藤原です。

○大澤委員長 藤原委員長、お願いします。

○藤原委員長 これは特に質問とかじゃないんですけど、個人的な意見も含めてなんですけれども、五園連、運協の今期については、立てつけとして、廃園の方針案の是非については問わないということで切り分けをさせていただいたんですけども、ベースにある考え方で、もちろん我々、実際に使っている保護者の意見というのは非常に重要なところはあるんですけども、それだけでは決め切れないよねというのはベースにあったと考えています。

広く、やはり市民一般の方に是非を問うというか、ご意見をいただくようなことについては、パブリックコメントというこのツールが一番いいのかというのはちょっとよく分かりませんが、それはもう速やかに、ぜひしていただいて、多くの意見を反映できるようにしていただけるといいのかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○大澤委員長 ご意見、ありがとうございました。

ほかに皆様、いかがでしょうか。

(なし)

○大澤委員長 それでは、ご意見等がないような状況でございますので、本日も議題の(2)につきましてはここで終了させていただき、また本件につきましても、次回以降、動き等があれば、その都度報告等という形も含めて、させていただければと思います。

それでは、次に(3)その他についてを議題といたします。

はじめに、市のほうから1点ございますので、平岡委員のほうからご説明をさせていただきます。

○平岡委員 平岡です。

それでは、私の後にまたもう1点、子ども家庭部長のほうからお話をさせていただく別件がございますが、まず私のほうからは、来期への引継ぎについてのご相談をこの場でさせていただければと思います。

現在の運営協議会は第IV期に当たることとなります。この第IV期は、今年の3月までが任期となっております。運営協議会では、これまで期を終えるタイミングで、次の期への引継ぎ文書などの作成を行っております。今年度もあと3か月を切る状況でござい

ますので、これまでの例に倣って、引継ぎ文書の取りまとめが必要な時期に来ているというふうに考えております。

引継ぎ文書作成に関するこれまでの対応でございますが、作成作業につきましては、共同委員長同士で相談の上、たたき台を作成し、可能であれば任期中に委員の皆さんに確認いただくような進め方をしてきたところでございます。今回についても、そのような形でよろしければ、そのように進めさせていただければと思いますが、皆様いかがでしょうか。

私からは以上でございます。

○大澤委員長 任期2年というところで、皆様方の任期がこの3月で終了するということでございます。従来から次期に引き継ぐということにつきまして、引継ぎ文書等を作成してきた経過がございます。その取扱いについてのご相談というような形で、今日提案をさせていただいたというところが、平岡委員のまず趣旨というところでございますけれども、この点につきまして、共同委員長の藤原委員長から何かご発言ございますでしょうか。

○藤原委員長 藤原です。

ちょっと内容は別として、今まで、平岡さんからご説明があったようなやり方ですね、文書作成をして引き継いでいたということであれば、同様のやり方で全く問題ないと思いますので、そのようにさせていただきます。

○大澤委員長 それでは、皆様方も引継ぎ書を従来どおり調整して作っていくというところで、皆様方もよろしいでしょうか。

小関さん、お願いします。

○小関委員 ありがとうございます。

すみません、引継ぎ書の作成はそれでいいと思うんですけども、1点だけ引継ぎ、もしかしたら来期の方々、共同委員長等々で考える話なのかもしれないんですけども、こういう月一遍に、昨年の末、後半ぐらいからなっていて、それまで2か月に一遍だったと思うんですけども、ちょっと月一遍やる必要性については、もう一度新しく就任される共同委員長等々の方々と市のほうでお話させていただきたいと思います。

というのは、これかなり保護者としては負担があり、この、もちろん必要性があればそれはしていかなければいけないことだと思うんですけども、慣行として月一遍だけが残って、あまり議題がないのに月一遍やり続けるというのは、何かあまり効率的じゃないなというふうに思うので、できる限り効率的な形で、保護者の負担も少ないように、

もちろん保護者というよりも市の皆さんも、すごくこれに対して準備等々で時間はかかっていると思うので、慣行をそのまま続けるというよりは、毎年その頻度ですとか、そういったところは見直していただきたいなど。

他方で、保護者のほうからは、我々からも、ちゃんと話し合いをしてくださいということを要望していますので、そこの兼ね合いはあるかと思うんですけども、回数やればいいというものでもないという気がしますので、やっぱりどういった話し合いが実質的になされているかというところが重要になってくるかと思いますので、その見直しというところはしていただければというふうに思っています。

以上です。

○大澤委員長　今、小関さんのほうから共同委員長へのご提案というふうな形かなというふうに思っています。

当然、メンバーが替わりましたら、また共同委員長と話し合いをしながら会議の運営とかというの決めていく内容かなというふうに思っていますので、取りあえず今期につきましては、今、月1回というところでご承認をいただいているところというふうに認識してございます。また、来期に関しては来期に関してというような思いも持っていますし、多分また、どういう方がメンバーになるかというところで、各保育園内の引継ぎ等もあるかと思っておりますので、その辺も含めて必要性があれば、また引継ぎ書に入れるなり、また、2月、3月ございますので、その辺で調整できる部分につきましては調整させていただいて、スムーズな引継ぎ、保育園内での引継ぎも含めて考えていきたいというふうな形で、貴重なご意見という形でしっかり私のほうで承らせていただきたいと思っております。

小関さん、それでよろしいでしょうか。

○小関委員　ありがとうございます。大丈夫です。

○藤原委員長　藤原です。ごめんなさい、補足というか、よろしいですか。すみません。

元々これ昨年の7月にこの方針案のいわゆる廃園案が出てきて、これは何か当初、非常にまずかろうということで、ちょっと分かりにくいというか、誤解を恐れずにストレートに言うと、これこのまま隔月でやっていると市にいいようにやられちゃうんじゃないかみたいな話があって、一部こちらから、保護者側からちょっと回数を重ねてほしいというようなお願いをして、結果として内容が薄い回があったりとか、本当に資料の読み上げで終わってしまったりとか、あるいは逆に、次の運協までに時間がなくて、本当

に議論、保護者側でできていなかったような部分があつて、ちょっとごめんなさい、こっち側の話なんですけど作戦ミスったなみたいなところはあつて、非常に保護者側の共同委員長として皆さんに申し訳なく思っています。

一方で、次回、次年度ですね、V期になるのかな、V期の1年目について会議の開催をどうするかというのは、これは個人的な意見も入るんですけど、多分、今のうちに決めておいたほうがよいと思つていまして。というのは、2か月に1回だったら運協委員に立候補したいけれども、1か月に1回になるとちょっと家庭の事情だったりとかで、泣く泣く立候補できないみたいなこともあるかと思つていますので、これについてはちょっと一旦持ち帰りさせていただいて、次の運協を待つとかではないんですけども、五園連内でも協議させていただいて、月に1回というのをベースにするのか、あるいは隔月をベースで必要があれば月1回というふうにするのかというのは決めておかないと、恐らく各園、役員さんを募集するときにちょっと問題が出てくるのかなというのは思つたので、そうさせていただければと思います。

○大澤委員長 今、委員長のほうから役員改選の状況というところという形かなと思つてございます。我々は、そういう状況をお聞きしているところもあるというふうに認識してございます。大体4月に改選というふうな形で承っておりますので、4月の運協というの多分ないんだろうなというふうに思つており、次期の1回目というのは5月かなというふうに思つてございます。

今、委員長のほうから改選の中での対応というところで、五園連の中でも協議をしたというふうなご発言がございましたので、それらも含めて共同委員長として、しっかり次期の運営、我々としても、様々な議題に関して、また2か月に1回をベースにしつつというのも当然あるというふうに思つてございますので、来年度、様々な事業施策等も踏まえて、ちょっとこちらのほうも考えたいと思つますし、五園連内のほうでもご相談をいただき、最終的には来月または再来月の間の中で、取りあはず公に決定できるかどうかというところは、ちょっとお預かりをさせていただくという形にさせていただきたいと思つます。

では、こちらのほうの引継ぎ関係について、小関さんのほうのご意見は、そのような形とさせていただきます。

それでは、ちょっと引継ぎの概要につきましては、藤原委員長と私のほうで案文等について取りかかるというような形にさせていただき、それらの原文等ができましたら、

それぞれ各委員さんのほうに見ていただき、2月ないし3月というところでまとめていくというふうな形にさせていただきたいというふうな形で思っておりますので、その旨ご理解方よろしくをお願いします。

こちらのほうの引継ぎの取扱いにつきましては、以上とさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○大澤委員長　それでは、その旨とさせていただきたいと思います。

それと、ちょっと私のほうから少しお時間をいただいて、コロナの関係の状況等につきまして、ご報告も含めてさせていただければなというふうに思っております。

皆様ご存じのとおり、コロナ、オミクロンの拡大というところで、昨日も東京の中では感染者数1番という形でご報告があったところでございます。

本市におきましても、かなりの人数の陽性者が出ておる状況であり、小学校または保育園、幼稚園も含めまして感染者が出ている状況でございます。特に、保育園のほうの状況でいきますと、職員の場合であったり、やはり園児であったりというところが半々ぐらいの割合で、今感染者が出ているかなというふうな状況でございます。

そのような状況の中で、陽性者になった場合、医療機関から保健所のほうに連絡が来て、保健所のほうと調整をしながら様々な保育園の対応を決めてきたところもございません。ただ、現状、保健所のほうも、かなりの陽性者の連絡があり、陽性者への連絡が少し時間がかかっているというふうな状況があり、なかなか濃厚接触者の特定が、かなり時間がかかるという状況でいると伺っております。

そういった状況の中で、保健所のほうでは、いわゆる濃厚接触者の特定等につきましては、介護施設であったりとか、障害施設、また、いわゆる陽性者への対応というところをメイン的にやっていきたいというような動きがある中で、いわゆる保育園とか、学校とか、そういったところにつきましては、なるべく自所のほうで要観察者の特定をしていただけないかという趣旨の協力依頼も出つつあるというふうな状況でございます。

そういった状況で、例えば保育園のほうの場合、園児が陽性になった場合、どうしてもマスクをしていないケースがございますので、園児が陽性になった場合、どうしてもその同じクラスの方は、いわゆる要観察というふうな形で濃厚接触者同等というような取扱いをさせていただかなければいけないケースが想定されると思っております。

そうした場合、保健所の指示を待つことなく、当該クラス等につきまして濃厚接触者

というような形で特定をさせて、要は見込みというような形をさせていただき、そのクラス自体を10日間ご自宅での待機というふうな形で、そのクラスだけ休園扱いをするケースが、これから市の公立、民間も問わず、そのような対応をさせていただくケースもあり得ることもありますので、その旨ちょっと情報提供という形で、この場をお借りしましてお話をさせていていただきたいと思います。

なお、職員のほうの場合ですと、通常マスクをしているケースがございますので、マスクを外して基本的に15分ぐらい会話をしない場合は、基本的には濃厚接触者を取るというような形が今までそんなにございませんでしたので、そういったものも含めて、状況により、これから一定期間につきましては、そのクラスの場合もあったり、その学級全体というふうな場合もありますけども、そういったような状況で、しばらく一定期間、休園期間を決めさせていただいて、皆様方にご案内をするケースがこれから想定される状況がございますので、ちょっと運協委員さんの皆様方には情報の共有というような形で私のほうからご説明をさせていただきたいというような形で、今、発言をさせていただきました。

言っている内容は分かりますでしょうか。

小関さん、お願いします。

○小関委員 すみません、ありがとうございます。よく分かりました。これって内容的には、すみません、もしかしたらこの後、発言される予定だったのかもしれないんですけども、保護者に対して市のほうから何か案内を出すとか、園を通じてなどなど、そういうことって考えられていますか。

○大澤委員長 今、蔓延がかなり多くなってきており、何らかの形の通知も考えなければいけないかなというふうに思っておったり、昨日ですかね、大阪市のほうだと、いわゆるお子さんが濃厚接触者になって、やっぱり保育士が勤務に出られないケースがかなり事例として多くあり、ちょっと大阪の場合、家庭での保育ができる場合は、登園の自粛のお願いというようなものも出したというような報道もございました。

そういったものも状況を今後加味しながら、どういった形で周知もすればいいか、今、いわゆる休園とか、濃厚接触者とか、陽性者が出た場合、ホームページで周知をしておりますので、それらも含めて今日の時点では、どのような方法がよいか考えているというところでの状況ということで、ご理解方お願いします。

○小関委員 ありがとうございます。ちょっと1点お願いなんですけれども、大阪のほうでどうい

う具体的に通知を出したのか、ごめんなさい、私、見ていない、報道で知っている限りの情報しかないんですけど。もし小金井市で出すときに、登園自粛してくださいという対象がどこまでなのかという、つまり、テレワークで家で見られる人、テレワークをしている人を家で見られる人というふうに見ているのか、何かちょっとその辺もし明確にさせていただければ。たしか一番最初的时候には、テレワークをしている方というのは、家で見られる人ということで、登園自粛してくださいというお願いがされていたというふうに記憶していて、2回目のときはテレワークは含みませんということで、市のほうから園に連絡があったのか、すみません、通知の中に書いてあったのかちょっと失念してしまっただけですけども、そういうことで明確にさせていただいたと思うんですけども。

今回もちょっとテレワークをどういうふうに取り扱うのか。私立保育園については恐らく市の方針に基本的に従うということになると思うので、あるいはそこも保護者の裁量なのか、ちょっとその辺りを明確にさせていただければなというふうに思っています。

以上です。

○大澤委員長 一番最初、先に学校のほうが休校というような形があつて、なかなか徹底できなかった部分はあるかなと思っていますけども、我々としては、公立、私立にかかわらず、いわゆるテレワークというのは日常の業務というような、仕事というような形で思っておりますので、今テレワークをしている方が、いわゆる登園の自粛、家庭での保育のお願いというような形の対象というふうな形の認識は持っていないという状況でございます。

○小関委員 ありがとうございます。そうであれば、市の方針が保育園の先生方にも共有されるような形でアナウンスしていただければというふうに思います。ありがとうございます。

○大澤委員長 ほかに、皆様方よろしいでしょうか。

いずれにしても、また来週もちょっとどのような形になるのか分からないんですが、まず市のほうで濃厚接触者等というふうな形を特定させていただくケースがあり、そのクラス、ちょっと休園をさせていただくケースがあり得るということと、それらの周知方法につきましては、少し我々としても考えていきたいというふうに思っております。

また、同じ園で複数出てきた場合とか、様々な対応があつて、また保健所とも相談をしながら対応していかなければいけないというふうに思っておりますので、何らかの状況が出れば、メール等で配信をさせていただくというような形がありますので、

その旨、皆様方ご理解方よろしくお願ひしたいというふうに思います。

私からの話は以上でございます。

委員の皆様方から、ほかにその他で何かご発言方ございますでしょうか。

鈴木さん、お願ひします。

○鈴木委員 けやき保育園の鈴木です。

今、けやき保育園のほうで役員会を実施する予定がありまして、本日の内容の確認をさせていただきたいんですけども、次の3点を本日中になるんですが、直ちにけやき保育園の父母会のほうと共有していかどうかの確認です。

3点の一つ目としては、今回1月26日から2月25日までの間、パブリックコメントを実施するという点。

二つ目が、運協第V期の話が、先ほど市側のほうからございましたので、令和4年度からの2か年度は、運協が開催されて、なおかつ会議の開催間隔については、五園連内で藤原共同委員長の下、協議されるという点。

三つ目が、新型コロナウイルスに対する保育園の保育側の対応といたしまして、現在陽性者が多数で保健所の対応が間に合っていないということで、仮に陽性者が出た場合、保健所からの濃厚接触者特定連絡を待たずに該当クラスのみ濃厚接触者見込みとみなして、10日間の閉鎖という対応を行うということ。また、職員の場合についてはマスクを着用しているということなので、直ちに閉鎖というような対応はしないというこの3点について、内容が正しいかどうかという点と、直ちに父母会のほうへ情報を流してよいかどうか。父母会の会員に対して公開してよいかどうかの確認をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大澤委員長 まず、1番目と2番目、今日議題になったものは共有していただいて結構かと思っています。

それと、先ほど私の申したコロナの関係なんですけども、様々なケース・バイ・ケースというところがございますので、今日の時点では運協委員だけでとどめていただきたいというところで、ご理解をお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか、鈴木さん。

○鈴木委員 ありがとうございます。では、新型コロナウイルスに対する対応については、後日、改めて市側より文書ないし何らかの形で提示されるということによろしいでしょうか。

○大澤委員長 はい。先ほど申したとおりに、ケース・バイ・ケースということと、今、小関さんの

ほうからホームページでとか、保護者への通知というようなところもご意見いただきましたので、ちょっとそこもひっくるめてお預かりをさせていただきます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○小関委員 すみません、ちょっと1点確認してもいいですか。今はまだ、濃厚接触者見込みという、10日間という取扱い、多分まだ決定したというものではないと思うんですけども、例えばPCR検査を受けて陰性という形が出て10日間の隔離が必要ということになりますか。例えば、何日間かのうちに2回PCRを受けて陰性だったら登園していいみたいな、何かそういう例外的な取扱いとか、何か検討されていますか。

○大澤委員長 ……(音声なし) 0歳児とか、1歳児という方が、いわゆる陽性になった場合、今までの傾向からいきますと、その年齢はマスクしているわけではないので、そのクラスは基本濃厚接触者という形で、今までコロナの中では濃厚接触者と特定されて、その当時は14日間、濃厚接触者というような形で保健所から指導があったケースがございます。

どうしてもマスクをしていない園児の陽性というふうになりますと、基本的には濃厚接触者というような形になるケースがほとんどというふうに認識してございます。

現在、オミクロン株の濃厚接触者の特定が14日間ではなくて10日間というふうな形で、それはもう、要観察期間というふうな形になっております。

前の14日間のときも、仮に陰性でも14日間家庭内での健康観察というふうな形になってございますので、仮に10日間というふうな形と、陰性というふうな形になっても観察期間というふうな形になると思いますので、登園につきましては、自粛というんでしょうか、ちょっと登園は難しいというふうな形の考え方になるかなと思います。

○小関委員 分かりました。ありがとうございます。すみません、ちょっと以前との取扱いの差が分かんなくなっちゃったんですけど、つまり生徒の中で陽性の方が出た場合には、そのクラス全体が基本的には濃厚接触者になるから、基本的に前からクラス全体を閉鎖していたわけではないんですか。何かごめんなさい。差異が分かんなくなりました。

○大澤委員長 すみません。前のときも、まず陽性者の状況を確認しまして、そこから発症日を元に2日間というふうな行動しているかというところで濃厚接触者の特定というのを保健所はしていたところがございます。そういった状況の中で、クラスだけであったり、朝

晩合同で保育をやっていた場合とか、様々なケースが想定されておりましたので、やっぱりすぐ濃厚接触者の特定が出るわけではなかったもので、一定期間、全クラスにした場合もありますし、クラスのみとした場合もありますし、そこはすみません、様々なケースがちょっと想定される中で、今までもやってきたし、多分今回もそのような形にならざるを得ないのかなと。

ただ、今までの経験からちょっと申し上げますと、やはり園児でもマスクをしていないところに関しては、ここのオミクロンの関係でも、やはり濃厚接触者という形で取って、今閉めている園もございますので、そういったものも踏まえて対応してくというような形になるかなというふうに思っております。

ですから、最終的には様々なケースを想定しながら判断はさせていただいてるところは、今もこれからも変わらないというふうな認識はあります。

○小関委員 分かりました。ありがとうございます。何か前は、きめ細かな対応がもっとできていたけど、ちょっと、より一律な対応にならざるを得ない可能性があるということというふうに受け取りました。ありがとうございます。

○大澤委員長 そのように対応していかないと、すみません、細かくはしたいと思っているんですけども、言い方変ですけども、ちょっと機械的に判断をしなければいけないケースもあり得るところだけ、今日の時点、ご理解をしておいていただきたいという趣旨でございます。

○小関委員 はい。ありがとうございました。

○大澤委員長 鈴木さん、先ほどの件それでよろしいでしょうか。

○鈴木委員 鈴木です。

コロナに対する対応の件だと想定して発言しますが、はい、そのような形で臨機応変に対応いただくということで、結構でございます。

○大澤委員長 すみません、ありがとうございます。

そのほか、皆様方からございますでしょうか。

(なし)

○大澤委員長 それでは、次回の日程のほうに入らせていただきたいと思います。

それでは、平岡委員のほうから次回の日程等を含めてお願いします。

○平岡委員 平岡です。

それでは、次回以降の日程についてお知らせをさせていただきます。これまでも会議

の場でアナウンスをさせていただいておりますが、今後の予定につきましては、2月12日土曜日の午後と3月19日土曜日の午前の2回の日程をお知らせをしております。

しかしながら、Web会議とは申しましても、今後の状況によってはというようなところはあるかなと思っておりますが、現時点では次回については、一旦2月12日土曜日、午後3時半から同じようにWeb会議形式ということで開催させていただく形に一旦整理をさせていただければと思います。

したがって、傍聴につきましても、これまでどおり、開催する際は、市役所第二庁舎を基本に会場を設定させていただき予定でございます。

なお、正式な開催のアナウンスについては、委員の方につきましては開催通知にて、また、傍聴の方につきましては、市ホームページ等で開催する場合に限り、都度お知らせさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

○大澤委員長 　ただいま、平岡委員から次回の日程等につきましてご説明があったところでございます。何かご質問等ございますでしょうか。

(なし)

○大澤委員長 　それでは、今回は2月12日土曜日、午後3時半からWeb会議という形で開催をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様に対しましては、また追って開催通知等にてお知らせをさせていただきますが、傍聴場所等につきましては、準備でき次第、市のホームページにてお知らせをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の会議は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。大変お疲れさまでございました。

閉　　会